

東京都新宿区西新宿7-4-7第一太田ビル5階

株式会社 言葉舎

柳生 好之

様

202402125203344 00001

被扶養者（異動）届を提出する際には被扶養者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。ご理解をお願いします。

「健康保険被扶養者（異動）届」を提出する際は、確認書類の添付が必要です。

なお、一定の要件を満たす場合は、確認書類の添付省略が可能です。

取扱いの詳細は、日本年金機構ホームページ、又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

健康保険被扶養者（異動）決定通知書

事業所整理記号 52 - ケエ

1. 被保険者

被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	性別
17	高瀬 一平	昭和62年12月 1日	男

2. 被扶養者（配偶者）

異動内容	被扶養者氏名	生年月日	性別	続柄	被扶養者になった日 (被扶養者でなくなった日)	特例要件	認定区分
該当	高瀬 奈緒美	昭和62年 8月 2日	女	妻	令和 7年 3月 1日		認定

3. 被扶養者（配偶者以外）

異動内容	被扶養者氏名	生年月日	性別	続柄	被扶養者になった日 (被扶養者でなくなった日)	特例要件	認定区分
該当	高瀬 翠晴	令和 3年 5月 6日	男	子	令和 7年 3月 1日		認定

上記のとおり決定されたので通知します。

令和 7年 3月18日

日本年金機構理事長
(北年金事務所)

この通知は、速やかに被保険者に交付してください。

この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。